

総合評価方式の一部改正について

このたび、事業者における女性活躍の取組の一層の促進に資するため、以下のとおり工事及び設計等委託における総合評価方式の一部を改正することとしましたのでお知らせします。

1 改正の対象

- (1) 技術実績評価型総合評価方式
- (2) 技術力評価型総合評価方式
- (3) 設計等委託実績評価型総合評価方式

2 改正の内容

- (1) 「女性活躍推進の実績」の評価項目を単独項目での加点とします。

●技術実績評価型、技術力評価型の場合

		評価項目	満点（点）	
			技術実績	技術力
技術点	企業の信頼性・社会性（抜粋）	環境への配慮実績	0.5	1
		雇用・就業への配慮実績	0.5	1
		仕事と家庭の両立支援配慮実績	0.5	1
		女性活躍推進の実績	0.5	1

		評価項目	満点（点）	
			技術実績	技術力
技術点	企業の信頼性・社会性（抜粋）	環境への配慮実績	0.5	1
		雇用・就業への配慮実績	0.5	1
		仕事と家庭の両立支援配慮実績	0.5	1
		女性活躍推進の実績	0.5	1

●設計等委託実績評価型の場合

		評価項目	配点（点）	満点（点）
技術点	①企業の経歴等（抜粋）	災害協定締結の実績	1	1
		環境への配慮実績	1	
		雇用・就業への配慮実績	1	
		仕事と家庭の両立支援配慮実績	1	
		女性活躍推進の実績	1	

		評価項目	配点（点）	満点（点）
技術点	①企業の経歴等（抜粋）	災害協定締結の実績	1	1
		環境への配慮実績	1	
		雇用・就業への配慮実績	1	
		仕事と家庭の両立支援配慮実績	1	
		女性活躍推進の実績	1	

(2)「女性活躍推進の実績」を評価する際、新たに女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した場合、届出日が令和4年4月1日以降かつ届出日から2年を経過するまでの間は、特例措置※として加点措置を講じます。(※令和8年度までの措置とします。)

●技術実績評価型の場合

評価項目		配点(点)	満点(点)
女性活躍推進 の実績	東京都女性活躍推進大賞、えるぼし認定	0.5	0.5
	一般事業主行動計画の策定(特例措置)	0.25	

●技術力評価型、設計等委託実績評価型の場合

評価項目		配点(点)	満点(点)
女性活躍推進 の実績	東京都女性活躍推進大賞、えるぼし認定	1	1
	一般事業主行動計画の策定(特例措置)	0.5	

(3) その他、所要の改正を行います。

3 施行日

令和4年9月1日以降に公告等を行う契約案件から適用します。

4 その他

その他の詳細事項につきましては、それぞれの要綱等をご確認ください。

【問合せ先】

交通局資産運用部契約課契約調整担当	03-5320-6062(直通)
水道局経理部契約課契約調整担当	03-5320-6402(直通)
下水道局経理部契約課調整担当	03-5320-6561(直通)